

モンゴル人民共和国の対内モンゴル軍事指令と その政治的影響 (1924—1925)

青木 雅浩

目次

はじめに

1. 1924 年の外モンゴル、華北の情勢と、モンゴル人民共和国の対内モンゴル軍事指令

1.1. 1924 年の外モンゴルと華北

1.2. 張家口暴動時のモンゴル人民共和国の軍事指令

2. 軍事指令を巡るリンチノとルィスクロフの闘争

2.1. 第 17 指令に対するルィスクロフの干渉

2.2. 軍事指令を巡るリンチノとルィスクロフの対立

おわりに

はじめに

1924 年、モンゴルでは第 1 回国会で憲法が承認されてモンゴル人民共和国(以下「人民共和国」と称する)が正式に成立し、中国では中国国民党とソ連の共同活動が本格化した。この状況下、1920 年代中期、モンゴル人の統一と自立を目指す運動が広く展開された。当時のモンゴル人の運動に関して、内モンゴル人民革命党に関わる内モンゴルの青年知識人達の活動と、この党への人民共和国の協力が主として研究されてきた¹⁾。

だが、中華民国領内のモンゴル人社会は広く多様であった。当時、人民共和国の政治家達が、内モンゴルへの関与について、最初から内モンゴル人民革命党にのみ限定していたとは考え難い。この問題に関して、外モンゴルから使者が内モンゴルの隣接地域に派遣された事例が確認されている²⁾が、その実態、意義は解明されていない。1920 年代中期に大規模に展開されたモンゴル人の統一と自立を目指す活動の全容を解明するには、人民共和国のモンゴル人政治家達と内モンゴル等の国外モンゴル人との関係を、内モンゴル人民革命党に留まらず、さらに広く総合的に解明する必要があると筆者は考える。

本問題に関して、人民共和国の一部政治家達が、1924 年末の華北の混乱を利用して内モンゴルへの介入を図ったことが、筆者の調査で明らかになった。この活動は、単なる国家の領土拡張ではなく、人民共和国指導層によりモンゴル人の統一と独立を目指す活動として行われたことは、想像に難くない。

人民共和国における政治的事象を検討する際には、ソ連、コミンテルン側の姿勢を合わせて考慮する必要がある。当時の外モンゴルの政治情勢には、モンゴル人のみならず、ソ連、コミンテルンの活動が強く影響していたためである。1924年秋以降、モンゴル駐在コミンテルン代表が外モンゴルに派遣されていた。人民共和国指導層のこのような活動に対するコミンテルン代表の対応を検討することにより、モンゴル人の統一と自立を模索する運動に対する人民共和国の政治家達とソ連、コミンテルンの方針の差が解明できるであろう。これらの諸問題を考察することによって、1920年代中期のモンゴル人の統一と独立を模索する活動の実態を明らかにし、外モンゴルの政治情勢を解明できるはずである。

本稿では、以上の問題意識から、1924年末の華北の混乱に乗じた人民共和国の内モンゴル進出の試み、それに対するモンゴル駐在コミンテルン代表トゥラル・リュスクロフ³⁾の対応、この問題に関するリュスクロフとブリヤート・モンゴル人政治家エルバグドルジ・リンチノ⁴⁾との対立を検討し、モンゴル人の統一と自立を模索する活動に対するモンゴル人政治家達とソ連、コミンテルンの姿勢の差を考察し、当時の外モンゴルの政治情勢の一面を解明することを目的とする。史料として、筆者がロシア、モンゴルで収集した公文書史料、近年刊行された史料集を中心に用いる。

1. 1924年の外モンゴル、華北の情勢と、モンゴル人民共和国の対内モンゴル軍事指令

本節では、1924年末の外モンゴル、華北の政治情勢と、張家口で発生した暴動の内容を解説し、張家口暴動に際して内モンゴルへの介入を図った人民共和国の軍事指令を検討する。

1. 1. 1924年の外モンゴルと華北

1924年は、外モンゴル、華北の政治情勢が大きく変化した年であった。1911年以来、外モンゴルではモンゴル人の独立国家建設が模索された。ロシア革命後の混乱の結果、1921年7月にモンゴル人民党⁵⁾（以下「人民党」と称する）を中心に、フレー⁶⁾にモンゴル人民政府（以下「人民政府」と称する）が結成された。これ以後、ソヴィエト・ロシア⁷⁾とコミンテルンが外モンゴルに本格的に関与し始めた。人民政府に関与したモンゴル人政治家の多くは、モンゴル人の独立と統一を目指していた。一方、ソヴィエト、コミンテルンは、シベリア、ロシア極東における安全保障のために、外モンゴルを勢力下に組み込もうとしていた。

この両者の目的の差により、人民政府成立以後の外モンゴルでは、政治闘争が繰り返された。その最初の事件が、1922年1月—8月のボドー事件である。人民党の創始者の1人であり、人民政府で首相、外務相を務めるボドーが、1922年1月に政府を追われ、同年8月に逮捕、粛清された。ボドーは、外モンゴルにおけるソヴィエト・ロシア、コミンテルンの活動を干渉と

捉え、当時外モンゴルでソヴィエト・ロシア、コミンテルンの活動を指導していたソヴィエト・ロシア外務人民委員部モンゴル駐在副代表 A. Я. オフチンと対立し、政府を去った。その後、オフチンは、ボドー達が王公、仏教勢力有力者、日本、中国、アメリカ等と手を組んで「反ソ」的活動を計画したと見なし、彼らの逮捕、粛清を主導した。この事件の発生に対して、リンチノ等モンゴル人政治家とオフチンは、外モンゴルの王公、仏教勢力内の「反ソ、反人民政府」的風潮に鑑み、王公、仏教勢力の有力者を敢えて政府閣僚に加え、外モンゴル情勢の安定を図った。こうして、人民政府内に人民党指導層と王公、仏教勢力有力者による連立政権が成立した。リンチノ達は、連立政権を外モンゴルの実情に合致した現実的な政権として評価した。一方、ソ連、コミンテルンは、連立政権形成を一時的措置と考え、1923 年以降その解体をモンゴル人政治家達に迫った。

このソ連、コミンテルンの方針を受けて、1922 年末に外モンゴルを去ったオフチンに代わって外モンゴルにおけるソ連、コミンテルンの活動を指導した A. Г. スタルコフ⁸⁾は、1923 年 7 月—8 月に人民党第 2 回大会⁹⁾を開催し、連立政権解体に着手した。彼が連立政権解体のため設定したのが、人民党の組織確立、人民党による国家指導体制の構築、王公、仏教勢力有力者の排除の 3 方針であった。この 3 方針を通じて、ソ連、コミンテルンの援助と指示を受ける人民党が単独で外モンゴルを支配し、人民党を通じてソ連の影響力が外モンゴルで強まることを期待したのである。しかし、党大会の強行がリンチノ達の反発を呼び、リンチノとスタルコフの対立が発生した。両者の対立は、1924 年夏の人民党第 3 回大会及びモンゴル革命青年同盟¹⁰⁾（以下「青年同盟」と称する）第 3 回大会においてリンチノらの勝利で終わり、スタルコフ等が失脚し、スタルコフと手を組んだダンザン¹¹⁾等が処刑された。

これに対して、1924 年 10 月、リュスクロフがモンゴル駐在コミンテルン代表としてフレーに派遣された。彼は、スタルコフが取った 3 方針をそのまま継続した。そして、方針の実現のため、1924 年 11 月に第 1 回国会を強行に開催させた。だが、リュスクロフの方針がスタルコフと変わらないことから、リンチノとの間に次第に対立が起り始めた¹²⁾。このように、1924 年末には、連立政権を巡るリンチノとスタルコフの対立が終結すると共に、リュスクロフとの間に新たな対立が芽生え始めていたのである。

この政治闘争の中で、モンゴル人政治家達は国家建設を進め、様々な国家機構が整えられつつあった。特に整備が進められたのが軍機構であった。1923 年まで、人民政府における軍機構の建設は首尾よく進んでいるとは言い難かった。それは、軍事費、軍需物資、軍事教官の不足によるものであった。そこで、1923 年にリンチノ等がモスクワに赴いてソ連政府と交渉し、ソ連からの武器譲渡と教官派遣を協議した。協議の結果、武器を獲得し、Д. И. コシチ等教官が外モンゴルに派遣され、人民政府の軍機構の整備が進んだ¹³⁾。

1920年代前半の人民政府の軍機構は、中央軍、国境軍、巡察、税関警備隊、内防局¹⁴⁾軍務部隊で構成されていた。この内、本稿に関わる国境軍は、1924年までに改編が進み、東方領担当のゴルバンバヤン¹⁵⁾駐屯第1特別騎兵連隊、東方国境担当のタムサグボラグ¹⁶⁾駐屯第2特別騎兵連隊、東南国境担当のダリガンガ¹⁷⁾駐屯第3特別騎兵連隊、西方領担当のホブド駐屯第4特別騎兵連隊、北方国境担当のアルタンボラグ駐屯騎兵大隊、西南国境担当のソリンヘル¹⁸⁾駐屯騎兵大隊から構成された。これら国境守備4個騎兵連隊及び2個大隊の総兵士数は、2390人であったという [Гомбосүрэн 2012: 119-127, РГАСПИ: Ф.495-ОП.152-Д.32-Л.222]。

一方、同時期の中国華北の情勢も安定を欠いていた。1924年、中華民国北京政府の実権を掌握すべく、張作霖等の奉天派と呉佩孚等の直隸派の間で軍事衝突が発生した（奉直戦争）。1924年秋、直隸派の將軍馮玉祥が寝返り、呉佩孚は敗北し、北京政府の実権は張作霖の手中に落ちた。だがその後、張作霖と馮玉祥の間の対立が次第に先鋭化した。馮玉祥は、1925年初頭には張家口に移り、中国国民党、ソ連との連携を図るようになった [スラヴィンスキー 2002: 127-132, Лузянин 2003: 149-150, Atwood 2002: 251-255等]。

この華北情勢の混乱により、1924年11月末に張家口守備隊の暴動が発生した。日本の在張家口総領事館の警察の活動をまとめた『外務省警察史:支那の部』¹⁹⁾「在張家口総領事館警察史」に掲載された1924年12月22日²⁰⁾付張家口駐在日本領事荒井金造発外務大臣幣原喜重郎宛報告要旨に、この張家口暴動の概要が記されている。それによると、張家口に駐屯するチャハル都統²¹⁾張錫元の第4混成旅団では給料未払いが10数か月続いていた。1924年12月13日に張錫元が北京に向かうと、彼が帰還しないと誤解した旅団兵が1924年12月15日夜半に暴動を起こした。北京政府から暴動の後始末を命ぜられた張錫元は張家口に戻ったが、市内の混乱は収まらなかった。そこで、張錫元はチャハル都統を更迭され、馮玉祥配下の張之江が新都統に任命された。暴動を起こした旅団兵は動揺して12月20日までに張家口市外に逃亡した。こうして、張之江が第7混成旅団を率いて20日夜半に張家口に入り²²⁾、市内はようやく落ち着きを取り戻し始めた。この暴動により、張家口在住中国人のみならず、駐在日本人や他の外国人にも大きな被害が出た [「張家口警察史」: 8-9]。

この張家口暴動の影響は、モンゴル人居住地域にも及んだと思われる。張家口は長城の門の1つであり、モンゴル人の暮らす草原地帯と南の農耕地帯の境に置かれた都市であった。20世紀初頭、張家口は、北京から内モンゴル、フレーを経てロシアへ至る道の上に位置する交通の要衝である。また、張家口から北上すれば、チャハル、シリンドル盟²³⁾を経て、外モンゴル最東部のセツェン・ハン部²⁴⁾に至る。それゆえ、人民共和国の一部政治家達が、張家口暴動による混乱を利用した行動を起こすことを考えたのであろう。

1. 2. 張家口暴動時のモンゴル人民共和国の軍事指令

馮玉祥が暴動を利用して張家口を占領したのに対し、人民共和国の一部政治家達もこの暴動を利用して、隣接する内モンゴルへ活動を拡大し、内モンゴルのモンゴル人との関係構築を図った。張家口暴動発生後の 1924 年 12 月 20 日、人民共和国全軍司令官²⁵⁾の名前で、人民共和国軍への指令（第 17 指令）が発令された。第 17 指令の冒頭では、給料未払いのために張家口で守備隊が市内を略奪し、この鎮圧のために諸外国が軍を派遣した²⁶⁾、という張家口暴動の経緯が記されている。続いて、逃亡した中国兵が人民共和国の東-南国境（タムサグ・ボラグーダリガンガーザミン・ウードーソリンヘル）を越える恐れがあるため、人民共和国国境守備隊に対して、哨戒活動を強化し、軍部隊の一部を国境地帯に増派するよう指令が示された [РГАСПИ:Ф.495-ОП.152-Д.32-Л.214]。これに続いて

（第 3 国境騎兵連隊長への指令として：青木）…4. 連隊長及び教官は、我が国の国境に接する内モンゴル各旗と緊密な関係を結ぶこと。彼らに張家口で起こったことについて通知すること。中国人の動きと活動について我々に知らせるよう、彼らに要請すること。また、上級指導層の許可が出た際には、彼らに援助を示すことができる、と伝えること（強調は原文ママ：青木）。

5. 国境に接する内モンゴル各旗の住民が中国の略奪兵に対抗する援助を要請してきた際には、我らの側から援助を示すことはできる。だが、如何なる場合でも、国境を越えた我が軍の進軍は、私（全軍司令官：青木）の許可があった時のみ可能である [РГАСПИ:Ф.495-ОП.152-Д.32-ЛЛ.214-215]。

という指令が記された。この記述から、人民共和国の一部指導層は、張家口暴動時に、国境を中国兵から守るだけでなく、隣接する内モンゴルの人々と関係を結ぼうとしていたと考えられる。この指示は第 3 国境騎兵連隊長に出されたものである。第 1 節第 1 項で示したように、第 3 国境騎兵連隊はダリガンガに駐屯し、東南国境を担当した。この地域に隣接する内モンゴルの人々と、人民共和国は関係を結ぼうとしたのであろう。

この第 17 指令の作成者に関して、1925 年 1 月 5 日付リュスクロフ発コミンテルン東方局局長 Ф. Ф. ペトロフ宛文書においてリュスクロフは、第 17 指令がリンチノの主唱に基づき、チョイバルサン²⁷⁾、ジャダムバ²⁸⁾も参加して採択されたことを記している [РГАСПИ:Ф.495-ОП.152-Д.32-Л.85]。リュスクロフは、1925 年 2 月 6 日付リュスクロフ発ペトロフ宛報告でも、

最初の指令（第 17 指令：青木）に殊更に提示されているのは、協議で指令を検討する際にリンチノが付け加えた彼個人の意見である [РГАСПИ:Ф.495-ОП.152-Д.32-Л.178]。

と述べている。リュスクロフは、第 17 指令がリンチノの発案、主唱によるものだと見なして

いるのである。本稿第2節において検討するように、第17指令を巡ってリンチノとリュスクロフは対立する。これらのことから、第17指令の作成、発令にリンチノが深く関わったと考えられることができる。

先に引用した第17指令の指示を受けて、第3国境騎兵連隊は実際に活動を起こし、内モンゴルへの働きかけを行ったようである。第17指令に続き、1924年12月31日付で第18指令が作成された。本指令には、第3国境騎兵連隊の幹部士官達と教官達が、中国支配からの離脱を図る内モンゴルの人々の試みに関与しようとし、あらゆる障害から内モンゴルの人々を保護する約束を与えた、と記されている [РГАСПИ:Ф.495-ОП.152-Д.32-ЛЛ.29-30]。この第3国境騎兵連隊幹部達の活動に関連して、本連隊の隊長チョハル、教官ダヴィドフ、委員ラドナーバザル、シリンゴル盟盟長アバガ王、アバガ・ベイレ、アバガナル右旗ベイレ、アバガナル左旗ベイレ、スニド左旗王、スニド右旗王²⁹⁾宛の共同活動呼びかけの書簡が残っている。本書簡では、奉直戦争と、戦争で張家口に逃亡した呉佩孚軍の兵による暴動で内モンゴルの人々が苦しんでいること、同部族たる外モンゴルのモンゴル人も心を痛めていること、近年ソヴィエトの援助でモンゴル人民政府が成立して強く自立していること、人民共和国が内モンゴルに援助を示すことができること等がまず述べられた。これに続いて、

このため、もし中国の盗賊が貴殿のところ（シリンゴル：青木）に到達して抑圧し始めたら、我らモンゴル人はこれを無関心に見ている状態にはなく、貴人民の利益を保護し、貴地域に平和を回復するための措置を取る。…貴モンゴル人達（シリンゴルのモンゴル人：青木）には、中国反動から解放される措置を直ぐにお取り頂きたい。自立を実現して頂きたい。或いは栄えあるモンゴル国家をいつか復興するために我がモンゴルの家族に、平等な権利を持った一員として加わって頂きたい。中国反動の支配から解放されるために、現在の適した状況を利用して頂きたい。モンゴル人民政府が、抑圧されたモンゴル族の解放に援助と支持を示すべく努めていることを信じて頂きたい。もし中国からの解放に我らの援助を要請するならば、我らはこれを決して拒否しない。このことを確信してよいのである [РГАСПИ:Ф.495-ОП.152-Д.32-ЛЛ.219-220]³⁰⁾。

と記されている。第3国境騎兵連隊幹部士官達は、張家口暴動による不安定な情勢に直面した内モンゴルの人々に援助を示す約束を行い、さらに内モンゴルを中国から切り離すべく活動を起こすよう、内モンゴルの人々に呼びかけたのである。

本書簡について、1925年1月5日付リュスクロフ発ペトロフ宛文書においてリュスクロフは、
現在得た情報では、とにかく国境部隊が何らかの呼びかけを国境外の人々に書き、もしこれらの人々が蜂起するならば彼らを助ける準備がある、ということを表明した、

とのことである [РГАСПИ:Ф.495-ОП.152-Д.32-Л.86]。

と記している。本書簡がシリングル盟の王公達に実際に届いたか、またシリングル盟の王公達がどう反応したかについては、現時点では判然としない。しかし、このリュスクロフの記述によれば、この書簡が国境部隊で実際に作成され、国境外の内モンゴルの人々に呼びかけられたことが推測できよう。

以上のことから、リンチノ等人民共和国一部指導層が、1924 年の奉直戦争と張家口暴動による不安定な華北情勢を利用して、内モンゴルに干渉しようと図り、実際にシリングルの王公と関係を結ぼうと活動していた、と見なすことができるであろう。1924 年末の不安定な情勢が内モンゴル人民革命党の結党活動を促進した、と指摘する先行研究がある [Atwood 2002 : 254]。しかし、人民共和国一部指導層は、1924 年末の情勢を利用して、内モンゴル人民革命党の結成に留まらず、より直接的な軍事行動の形で内モンゴルに関わる方法を取ろうとしていたと考えるべきであろう。

2. 軍事指令を巡るリンチノとリュスクロフの闘争

本節においては、第 1 節で検討した内モンゴルに対する人民共和国の直接的関与に対して、当時、モンゴル駐在コミンテルン代表リュスクロフがどう対応したかを検討し、またこのリュスクロフの対応がリンチノとの対立の一因となった経緯を検討する。これらの検討によって内モンゴルへの人民共和国の直接的関与が、外モンゴルの政治情勢にどう影響したかを考察する。

2. 1. 第 17 指令に対するリュスクロフの干渉

張家口暴動に伴う人民共和国の実質的な活動は、第 17 指令に見える積極的な指示にも関わらず、事実上、第 1 節第 2 項で検討した第 3 国境騎兵連隊の小規模活動以外の結果をもたらすことはなかったようである。第 17 指令発令後すぐに、リュスクロフが指令の内容を知り、指令を中止させたのである。元来、上述の第 18 指令は、第 17 指令を否定するためのものであった。人民共和国全軍副司令官の名前で出された本指令では、第 17 指令の内容を記載した後、

…全軍司令官宛の陰暦 11 月 5 日³¹⁾ 受領第 3 国境騎兵連隊 No.329 通報により明らかになったところでは、上記連隊 (第 3 国境騎兵連隊:青木) の幹部士官達と教官達は、前の指令 (第 17 指令:青木) を正確かつ詳細に知り、指令の本質に重大な注意を向け、各々の行動計画に慎重に向き合うことをせず、その代わりに、内モンゴルが中国支配の手中から逃れ離れようとするに直接干渉しようとするのを、進んで勝手に行った。また、連隊幹部士官達と教官達は、あらゆる障害から内モンゴルの人々を保護する約束を、時宜を考慮せずに与えてしまった。これは、全く受け入れられない

ことである。いくら我々の政府の目的と義務が全モンゴル族を統一することであるといえども、このような事柄は専ら政府の管轄下にあることなのであって、国境部隊の事柄ではない。それゆえ、国境連隊のこのような活動は総じて有害な影響を発生し、望まぬ出来事を惹起してしまうかもしれないと認められる。そのため、今後このような活動を禁止、ただ国境守備に関する自らの直接の任務のみを遂行し、何らかの敵対者が国境に現れた際には、その侵害の防止のために軍事的措置を取るよう、国境連隊に命ずるものである [РГАСПИ : Ф.495-ОП.152-Д.32-ЛЛ.29-30]³²⁾。

という指令を記している。本指令では、第1節第2項で検討した第3国境騎兵連隊幹部士官達の行動を不適切なものだと見なし、中止させる指示が出されたのである。本指令で許されているのは、国境守備に関する活動と、越境してきた勢力への措置だけである。第18指令は、明らかに第17指令とは異なる姿勢で書かれている。

第18指令の作成には、リュスクロフが関与していたと思われる。リュスクロフは、第17指令に対して極めて批判的な態度を取っていた。1925年1月5日付リュスクロフ発ペトロフ宛文書に以下の記述がある。

2. 張家口事件について

…本指令（第17指令：青木）は、我々が介入したおかげで、各項目の大半が実行されなかった。リンチノの主唱に従い、チョイバルサン、ジャダムバが参加して、我々（私と全権代表部³³⁾）のみならず、（モンゴル人民党：青木）中央委員会幹部会にも知らせずに、まだ検討もされていない張家口事件の情報を受けて、上述の決定が採択されたのである。これに関して、ボイコ（司令部総局副局長³⁴⁾）を通じてこれを知り、私はその日にこの決定に抗議し、中央委員会定例会議でダムバ（ダムバドルジ³⁵⁾：青木）を自分の味方として、軍事機構のこのような軽率な活動に断固とした批判を加えたのである。

だが、我々の論証が、特に越境に関して、十分に根拠あるものであったために、リンチノ達は回答の際に実際混乱していた。…総じて、この全ての大騒ぎは、特に損害もなく終わりつつあるようである [РГАСПИ : Ф.495-ОП.152-Д.32-ЛЛ.85-86]。

この記述に、リュスクロフが第17指令の内容を激しく非難したことが表れている。また、ここには、リュスクロフが特に批判したのが軍の越境問題であったことが記され、この問題を巡ってリンチノ達との論争があったことが示唆されている。

リュスクロフは、1925年2月6日付リュスクロフ発ペトロフ宛文書において、

この指令（第17指令：青木）に伴う問題は既に鎮静化した。…もちろん、同様の誤りは、今後軍事機構の側から決して許されてはならない [РГАСПИ : Ф.495-ОП.152-

Д.32-Л.178]。

と記している。この記述から、この文書が作成された 1925 年 2 月初頭には、外モンゴルにおいては、張家口暴動に伴う人民共和国の軍事指令に関する問題は、リュスクロフの介入によって、収束しつつあったと考えられる。このように、リュスクロフは、第 17 指令に見られる人民共和国軍の対内モンゴル介入活動を、リンチノの意図と見なして激しく反対し、指令を止めさせたのである。

2. 2. 軍事指令を巡るリンチノとリュスクロフの対立

第 17 指令に端を発する人民共和国の内モンゴルへの関与自体は、以上の過程を経て終了したようである。だが、この一連の経緯は、1925 年前半期に発生したリンチノとリュスクロフの政治的対立の要因になり、外モンゴルの政治情勢に影響を与えることになる。両者の対立は、当時の外モンゴルの政治情勢を大きく混乱させた一大政治事件である。リュスクロフが、リンチノが猛反発した上述のスタルコフの 3 方針をそのまま継承したことにより、両者の対立が発生した³⁶⁾。先行研究では、両者の対立が、党綱領、憲法、内モンゴルを巡る諸問題や、個人的対立に起因すること等が指摘されてきた [Дашдаваа 2003 : 148-152, Лузянин 2003 : 155-156, Рошин 1999 : 125-128, Atwood 2002 : 389-395, 二木 1995 : 251-253, 生駒 1999 : 264-269等]。これに対して、本節においては、第 17 指令に対するリュスクロフの対応が、リンチノとリュスクロフの対立の原因になったことを考察する。

第 2 節第 1 項で引用した 1925 年 1 月 5 日付リュスクロフ発ペトロフ宛文書の記述にあるように、リンチノとリュスクロフは、第 17 指令発令時から指令の内容を巡って既に対立していたと言える。この問題が、両者の対立の終焉まで続くことになる。周知の通り、リンチノとリュスクロフの対立は、1925 年 6 月 15 日の人民革命党中央委員会会議において、両者共にモスクワに送る決定が出されたことで終結した。この決定が出された後、リュスクロフは、自分の正当性を主張すべく、1925 年 6 月 20 日に人民革命党中央委員会、青年同盟中央委員会、国家小会議³⁷⁾ 幹部に文書を送っている。本文書でリュスクロフは、リンチノとの対立の理由を列挙し、自分の考えを説明した。その中に以下の記述がある。

3. 張家口に関して出した指令 (第 17 指令 : 青木) のことは、全く道理に合わないことであり、最後には軍事統括機構に対してそれほど良からぬようになって終わった。(人民革命党 : 青木) 中央委員会はこのようなことを非難して見ていた… [НБТ : Ф.4-Д.1-ХН.372-XX.10-11, МДК : 142]。

リュスクロフは、第 17 指令が不適切であり、人民共和国の軍事を統括する諸機構 (軍務省、全軍評議会、人民共和国軍等) に良くない影響を与えて終わったと考え、本事件をリンチノと

の対立の一因として挙げたのである。

一方、第17指令に対するリュスクロフの干渉をリンチノがどう考えていたかについては、1925年1月にリンチノがИ. В. スターリン、ソ連外務人民委員Г. В. チチェリンに送った書簡に記述がある。本書簡は、当時既に始まっていた両者の対立に関して、リンチノがリュスクロフを批判し、自らの意見、活動を正当化すべくモスクワのチチェリン達に説明したものである。本書簡でリンチノは、リンチノ、ジャダムバ、チョイバルサンが中国に宣戦布告しかねない企図を持っていた、というリュスクロフの非難に言及する一方、この非難が間違いであったことを主張している [Ринчино : 141]。リンチノは、リュスクロフの批判に否定的な態度を取っていたと言えるであろう。

第17指令を巡るリンチノとリュスクロフの対立の根底には、内モンゴルに対する人民共和国の関与のあり方の問題があったようである。当時、リュスクロフは、内モンゴルに対する人民共和国の活動を、地下活動にのみ制限するよう要求していた [Роцин 1999 : 123-124, Лузянин 2003 : 151]。1925年6月20日付リュスクロフ発人民革命党中央委員会、青年同盟中央委員会、国家小会議幹部会宛文書では、内モンゴルに関する問題について

8. 国境外のモンゴル民族内に党活動を行うことについて、特に最近この件のために、多くの事で対立していた。これについて、モスクワがどう見ているか、その考えは明らかではないか。さらに、私リュスクロフは、この問題について、コミンテルンから明確な指示があることをはっきり示したのであり、証拠なくして聞かせたのではないであろう。私リュスクロフはコミンテルン代表として、このような国境外における党活動を秘密裏に行うことのみを認めたのである [НБТ : Ф.4-Д.1-ХН.372-Х.13]。

とリュスクロフは記している。彼は、国外のモンゴル人に対する党活動を、秘密活動として行うことのみを認めていた。第1節第2項で検討したシリングル盟に対する人民共和国の活動は、地下活動の枠内に収まるものであるとは言い難い。このため、リュスクロフは、リンチノ達のこの活動に反対し、リンチノ達による指令を中止させるべく活動したのである。

当時リュスクロフは、内モンゴル人民革命党結党につながる活動と、新疆におけるモンゴル人の活動を結び付け、より大きな形のモンゴル人の運動を目指そうとしていた³⁸⁾。これに関してリュスクロフは、1925年1月17日付リュスクロフ発ペトロフ宛文書で、

…今回、私はこの問題に関する以前の自分の報告をもう一度確認し、内モンゴル、バルガ（満洲西部のフルンボイルを指す：青木）、新疆等の地域における革命活動の問題を検討するよう要求する。これらの地域には、革命活動の広範な可能性があり、革命活動に対するよい土壌があることをもう一度確認する。我々をためらわせる唯一の点は—それは所謂「汎モンゴル主義」である。…しかし、確かに、この件に関して

完全なイニシアチヴを掌握し、この運動を革命的方向へと向けることができるのが我々なのである。

…かくして、これらの地域（モンゴルと新疆：青木）における革命運動は、肯定的な意義しか持っていない。モンゴルの革命の橋頭堡は、東方におけるコミンテルンの影響力の強化と、特に中国自体における革命運動の深化という意味において、巨大な意義を持っている [РГАСПИ : Ф.495-ОП.152-Д.32-ЛЛ.10-11]。

と述べている。本文書には、モンゴルにおける革命運動が、コミンテルンの影響力強化につながるということが記されている。これは、モンゴル人の活動をまとめ、コミンテルンの指導下に置くことを企図したものであると思われる。先行研究の指摘にあるように、リュスクロフは、人民（革命）党に対するコミンテルンの指導の強化を図っており [Дашдаваа 2003 : 135-136, Рошин 1999 : 119等]、モンゴル人の運動もコミンテルンの指導下に置こうとしていた [Лузянин 2003 : 130]。第 2 節第 1 項で引用した 1925 年 1 月 5 日付リュスクロフ発ペトロフ宛文書の記述によると、第 17 指令発令当時、リュスクロフは、リュスクロフ、モンゴル駐在ソ連全権代表部と人民党中央委員会幹部会に通知せずにリンチノ達が行動を起こそうとしたことを問題視した。コミンテルン代表である自分に通知しないこのような活動を、リュスクロフは批判したのであろう。

コミンテルンの中央においても、人民共和国の対外活動に対するリンチノの姿勢に批判的な傾向が見られる。リンチノ、リュスクロフの対立終了時に、両者の対立を調査すべく、コミンテルン執行委員会東方局極東課課長 Г. Н. ヴォイチンスキーが外モンゴルに派遣された。その報告書の 1 つである 1925 年 7 月 9 日付ヴォイチンスキー発ペトロフ、チチェリン、コミンテルン執行委員会 И. А. Пятонитский 宛文書でヴォイチンスキーは、リンチノがソ連政策に反した活動をしたことは言うまでもない、と断じ、その証拠の 1 つに「内モンゴルの蜂起の呼びかけ」を挙げた [РГАСПИ : Ф.495-ОП.152-Д.31-ЛЛ.27]。そして、国外における活動に対するリンチノの姿勢について、以下のように記した。

貴殿に送付した国境外における活動に関するリンチノのテーゼを通読すれば、この人間（リンチノ：青木）が、我らとは逆の極東政策へ必然的に導こうとする考えを、最も忠実に実行していることを、貴殿は理解するであろう [РГАСПИ : Ф.495-ОП.152-Д.31-ЛЛ.27]。

リンチノ、リュスクロフの対立を扱った本報告において、ヴォイチンスキーは、リンチノをソ連政策とは逆の行動を取る人物だと結論付け、「国境外における活動」に関するリンチノの考え方に反対した。ヴォイチンスキーのこの意見は、ソ連、コミンテルン側において、内モンゴルに対する人民共和国の関与の方法に関して、リンチノの考えをソ連、コミンテルンの政策と

合わない誤ったものだと判断していたことを示すものであろう。

これに対して、リンチノのように、人民共和国指導層の中には、リュスクロフが要求した地下活動以外の方法によって、内モンゴルに関わることを否定しない人々がいたことを、第17指令を巡る経緯は示している。そして、この人々は、この問題に関してリンチノを支持し、リュスクロフに対抗しようとした可能性が高い。リンチノ、リュスクロフの対立を終結させた1925年6月15日のモンゴル人民革命党中央委員会の時の決定では、リュスクロフは、リンチノとの政治闘争によって人民革命党中央委員会内に対立を起こしたこと、人民革命党中央委員会メンバーを味方に引き入れようとして党内に不和を起こしたこと、自分の考えに固執して党中央委員会メンバーを顧みなかったこと等を理由に、長文で非難された。一方、リンチノは、党創立の関係者であり、コミンテルン極東課代表³⁹⁾であるため、リュスクロフと共にモスクワに送って対立について報告させる、と短く記されたのみである [HTA:Φ.4-Д.1-XH.364-X.16-17]⁴⁰⁾。先行研究でも指摘されたように、この6月15日の決定は、人民革命党中央委員会メンバー達が、リュスクロフをモスクワに送還する一方、リンチノを彼に同行させ、対立の事情説明をさせることを決めたものだと考えるべきであろう [二木 1995: 252-253]。このことから、リンチノとリュスクロフの対立においては、人民革命党中央委員会のモンゴル人政治家達の多くが、リンチノを支持し、リュスクロフに批判的な姿勢を取っていたと推測できる。内モンゴルへの関与の方法を巡る問題においても、人民革命党のモンゴル人政治家達は、リュスクロフに反対していた可能性を考慮すべきであろう。

リンチノが、当時内モンゴルに対する活動をどう考えていたかについては、モスクワ派遣決定後の1925年6月25日の人民革命党中央委員会会議における彼の報告に記述が見られる。この報告の中の「II. 国外活動の諸地域の展望」においてリンチノは、中華民国領内に居住するモンゴル人を、「バルガ」、「内モンゴル東部3盟」、「内モンゴル西部2盟とチャハル」、「オールドス、アラシャン、エチナ」、「デード・モンゴル」、「新疆」の6項目に分類し、各地域の現状分析と、各地域に対する人民共和国の関与の方法を個別に記している [ЭPM: 116-127]。この内、第17指令によって人民共和国が関与を図ったシリングル盟⁴¹⁾における党活動について、リンチノは、人民共和国の東南国境地帯全体における党活動の弱さを指摘し、党活動を組織できる駐在機関をまず置くべきであることを指摘している [ЭPM: 120-122]。この指摘から、現状では殆ど組織されていない党活動を中心とした方法では、人民共和国東南方では活動できないとリンチノが考えていたことが推測される。リュスクロフが考える地下活動は党活動の形式を取っており、リンチノのこの考え方に合わないものだったはずである。

この現状に対して、リンチノはこの地域における活動の軍事的意義を、本報告で以下のように強調している。

2. 国境地帯におけるこのような活動(上述の党活動の組織のための駐在機関の設置: 青木)は…軍事的視点から巨大な意義を有する。戦時には、我々は、政治的に準備された住民達を、その最も近い背後に持つことになるであろう。その後、我々の南方国境における秩序と公正を構築することが、国境外のモンゴル人達の風潮に影響するであろう。

…7. 我々の軍事教官を上述の盟(シリングル盟とオラーンチャブ盟: 青木)の旗の軍部隊に流入させることにより、我々の特別で最重要の課題を構成しなければならない [OPM: 122-123]。

と記されている。リンチノは、シリングル盟のモンゴル人との関係を、特に軍事面を優先して結ぼうとしていたのである。このリンチノの発想の通り、第 17 指令を巡る経緯では、確かに、シリングル盟のモンゴル人に人民共和国の国境部隊が接触を図り、援助提供の約束や、蜂起の呼びかけを行っている。これに関連して、リンチノはこの報告書で、この地域の各旗は小規模の軍隊を保有していること、中国人居住地域から来る中国兵や所謂馬賊の略奪から住民を守るためにこれら軍隊が存在することを指摘している [OPM: 120]。

リンチノが人民共和国とシリングル盟の関係において、地下党活動よりも軍事援助に基づく関係を優先したことには、シリングル盟の現状に対する彼の認識が影響しているであろう。リンチノは、本報告において、シリングル盟の現状と、それに対する人民革命党の課題について、以下のように述べた。

5. シリングル盟、オラーンチャブ盟の王公達が多少とも民族主義的な風潮を有し、また他の東部 3 盟(ジリム盟、ジョスト盟、ジョーオダ盟: 青木)程には王公と大衆の不和が強くないことに鑑み、我々が我が国で人民政府初期に採った政策と戦術を行うことになる。王公との妥協を図るよう試みる必要がある [OPM: 123]。

この考えの下に、リンチノはセツェン・ハン・ナワーンネレン⁴²⁾や、イェグゼル・ホトクト⁴³⁾のようなシリングル盟に影響を及ぼせる外モンゴル東部の王公、仏教勢力の有力者を利用することを提案している [OPM: 123]。このようにリンチノは、シリングル盟のモンゴル人との関係締結に関して、まず現地の王公達との協力を軍事的観点から進めることを意図していたのである。第 17 指令に基づく 1924 年末の人民共和国軍の活動は、このようなリンチノの発想の下に行われたのであろう。

本報告において、リンチノが記述した人民共和国外のモンゴル人に対する活動の内、内モンゴル人民革命党につながる活動はバルガ、内モンゴル東部、オルドスの一部に留まっている [OPM: 117-119]。リンチノにとって、内モンゴル人民革命党結党に関連する活動は、中国領内のモンゴル人に対する活動の 1 つに過ぎず、内モンゴル全体に対する活動を内モンゴル人民革

命党関連の活動に集中したわけではなかった可能性が高いと思われる。国外モンゴル人に対する人民共和国の多様な活動、というリンチノの考えが実行に移されようとしたのが、1924年末の第17指令に始まる一連の事件だったのであろう。

おわりに

本稿の内容は、以下のようにまとめられる。

奉直戦争の影響により、華北、内モンゴルの状況が不安定になり、張家口では守備隊の暴動が発生した。リンチノ等人民共和国一部指導層はこれを利用して、国境守備隊に指令を下し、内モンゴルと直接関係を結び、援助を示すことを考えていた。リンチノ達は、これをソ連、コミンテルン側に通知することなく実行しようとしていた。リンチノにとって、元来、シリングル盟地域への関与は、秘密裡の党活動ではなく、軍事を中心とした現地王公との関係に基づいて行ふべきものであった。しかし、リンチノ達のこの活動は、モンゴル駐在コミンテルン代表リュスクロフの知るところとなった。内モンゴルへの関与を秘密活動に限定していたリュスクロフは、これに対して激しく反対し、リンチノ達が出した指示を中止させた。この問題は、リンチノ、リュスクロフの対立の一因になる程の政治的影響を及ぼした。

張家口暴動を契機に人民共和国一部指導層が起こしたこの一連の事件は、単なる1924年末の些細な国境紛争に留まるものではなかった。本稿で検討した本事件の過程には、モンゴル人の独立、統一を果たすための活動のあり方に関するリンチノとリュスクロフの考え方の差が、強く影響していた。本事件は、人民共和国外のモンゴル人との関係構築を巡るモンゴル人一部指導層とソ連、コミンテルンの政治的対立を示すものだったのである。

また、1924年末において、人民共和国指導層内には、国外モンゴル人と関係を構築する活動を、党による地下活動以外の形で行う可能性を模索していた者がいたことが、本稿の考察で示された。これに関して先行研究では、リュスクロフが地下秘密活動のみを承認したことは触れられてきた。だが、人民共和国の指導者達が、これに関してどのような考えを持ち、何をしようとしていたのかについては、解明されてこなかった。本稿における考察により、人民共和国の指導層が、内モンゴルへの関与に関して、内モンゴル人民革命党建設に直接関連する活動以外に、本稿で挙げたリンチノの指令のような直接的関与も考えていたことが明らかになった。つまり、1920年代中期に展開された内外モンゴルの人々の協力に基づく内モンゴル人民革命党の活動は、人民共和国のモンゴル人政治家達にとっては、内モンゴルに関与する方法の1つでしかなかったことが推測されるのである。人民共和国指導層は、内モンゴル人民革命党の結成に関わる一方で、これとは別の方法を、中華民国領内の別のモンゴル人地域に対して取ろうとしていた可能性を、本稿における考察は示唆していると言えよう。1920年代中期のモンゴ

ル人の民族運動を考える際には、この人民共和国指導層の姿勢を考慮する必要があるだろう。

註

- 1) 1920年代中期を中心とした内モンゴル人民革命党を巡る諸問題は、多くの研究者に研究されてきた [Дашдаваа 2003:126-128, Лузянин 2003:158-160, Рошин 1999:145-147, Жамсран 1997:189-205, フスレ 2011:31-55, Barkmann 1999:255-266, Atwood 2002:77-499 等]。
- 2) 1923年にバルダンドルジが、オラーンチャブ盟で王公達にモンゴル人民党、モンゴル人民政府の宣伝活動を行った、と先行研究で指摘された [Лузянин 2003:129]。
- 3) カザフ人ムスリム・コミュニスト。中央ユーラシアのトルコ系ムスリムの運動に関わり、ソ連でも要職に就いた。だが、その「汎トルコ主義」的傾向がソ連で問題視され、スルタンガリエフ失脚事件に連座してトルキスタンから離れ、モスクワのコミンテルンで活動していた。
- 4) 早くから外モンゴルに関わり、モンゴル人民党とソヴィエト・ロシアの関係構築に尽力した。1921年7月のモンゴル人民政府成立以降は、政府の軍事を統括し、政治的にも強い影響力を持った全軍評議会議長を務めた。
- 5) 人民党は、設立当初から、ロシア側文書では「モンゴル人民革命党」と表記されることが多い。人民党がモンゴル人民革命党に自ら改名するのは1925年春である。本稿では、改名前の党名を「人民党」、改名後の党名を「人民革命党」と表記し、史料引用時には原文の表記に依拠する。
- 6) 現オラーンバートル。
- 7) 本稿では、ロシア革命によって成立したソヴィエト政権を、1922年末まではソヴィエト・ロシア、それ以降はソ連、両者を総合して表記する際には便宜的にソヴィエトと表記する。
- 8) ゴリグトというモンゴル名を持つ。共産主義青年インターナショナルモンゴル駐在代表を務めた。1921年8月のモンゴル革命青年同盟結成に大きな役割を果たし、1923年—1924年春に、外モンゴルにおけるソ連、コミンテルンの活動を実質的に指導した。
- 9) 本大会は、当時の認識では人民党第1回大会であった。翌年夏の党大会で、1921年3月の人民党組織会議を第1回党大会と数えることになり、回次が繰り下がった。
- 10) 1921年8月に成立したモンゴルの青年政治組織。人民党と同等の力を持つことがあった。スタルコフの活動基盤でもあった。
- 11) 人民党創設者の1人で、人民政府では財務相、全軍司令官等を歴任した。リンチノと対立し、スタルコフと協力した。
- 12) 以上の人民政府成立以後の外モンゴルの政治情勢の変化の詳細については、[青木 2011a: 107-335]を参照されたい。
- 13) 以上の1923年のリンチノ等による対ソ連援助要請交渉の詳細については、[青木 2011a: 163-200]を参照されたい。
- 14) 内防局は、1922年7月に人民政府に成立した国内防諜、対外諜報、国内政治保安を司る機関である。
- 15) 現モンゴル国ヘンティエー・アイマグのバヤンホタグ・ソム [Равдан, Нарангарав 2011: 193]。
- 16) 現モンゴル国ドルノド・アイマグの国境地帯。
- 17) 現モンゴル国スフバートル・アイマグの国境地帯。
- 18) 現モンゴル国ドルノゴビ・アイマグのハタンボラグ・ソム [Равдан, Нарангарав 2011: 312]。
- 19) 本史料は日本の在外公館の警察業務の概要を記録したものである。
- 20) 本稿においては、公文書の日付は全て西暦に直して表記した。
- 21) 中華民国チャハル都統は、所轄の軍を統括し、シリングル盟、チャハル左右翼各旗等の軍政、民政事務を管轄する役職である [柏原・濱田 1919a: 1101]。
- 22) 先行研究では、張之江の張家口入城について、馮玉祥が暴動鎮圧を口実として張之江を派遣し、張家口を占領した、と指摘されている [Лузянин 2003: 149]。

- 23) 清代の盟旗制度では、モンゴル人社会に、旗という集団単位を設け、旗の統治者としてモンゴル王公からザサグを任命した。また、数旗毎に王公の合議体である盟が設けた。外モンゴルのハルハ部には4ハン部各々に1盟、内モンゴルには6盟が置かれた。シリングルは内モンゴル6盟の内の1つである。この制度は、清朝が崩壊した後も、20世紀前半のモンゴル人社会に残っていた。
- 24) 外モンゴルのハルハ部は、主として4人のハンに統治された。その内の1人であるセツェン・ハンに属する集団は、外モンゴル最東部で遊牧していた。
- 25) 全軍司令官は、人民共和国軍の最高司令官であり、軍事行動の現場の指揮を司る。だが、人民共和国の軍事の最高権力者は全軍司令官ではなく、全軍評議会議長であった。当時の全軍司令官はチョイバルサンであった。
- 26) 張家口暴動に対して外国軍が派遣される、という記述は、上述の「張家口警察史」には見られない。また、本稿第2節第1項で触れるように、リュスクロフは本指令を、事実かどうか検討されていない情報に基づいて決定された、と考えていた。このことから、この記述は指令の作者即ちリンチノによる作為であるとも推測される。
- 27) 人民党の創設に関わったモンゴル人活動家の1人。青年同盟中央委員会委員長等の要職を務めた。
- 28) 人民政府で外務省通訳官、財務相副大臣等を務めた。1923年の対ソ軍事援助要請交渉に、リンチノと共に関わった。
- 29) これらはシリングル盟の支配王公達の爵位である。シリングル盟は、ウゼムチン2旗、ホーチド2旗、アバガナル2旗、アバガ2旗、スニド2旗の10旗で構成されていた。ウゼムチンとホーチドは、シリングル盟最東部に位置し、張家口から遠いため、この書簡の宛先には記載されなかったであろう。1910年代末から1920年代前半にかけて、シリングル盟盟長アバガ王はアバガ左旗ザサグのヤンサン、アバガ・ベイレは同右旗ザサグのショヌドンドブ（雄奴敦徳布）、アバガナル右旗ベイレは同旗ザサグのソドノムゴロブ（蘇特那木敦日布）、アバガナル左旗ベイレは同旗ザサグのツェレンドルジ、スニド左旗王は同旗ザサグのマグサルジャブ、スニド右旗王は同旗ザサグのテムチュクドンロブだったようである [張・魏 2014: 1593, 那木吉 2001: 500-503, 柏原・濱田 1919b: 779-801, 錫林浩特市志編纂委員会 1999: 385]。
- 30) 本書簡が作成された時期については、書簡の末尾に「幸運な29日に記す」とある。これが旧暦閏10月29日ならば、西暦12月25日に相当する。なお、この西暦換算は [Бямбажаргал, Цовоохүү 2002] に拠った。
- 31) 西暦1924年12月30日 [Бямбажаргал, Цовоохүү 2002]。
- 32) 第18指令の日付は1924年12月31日である。だが、1925年1月5日付リュスクロフ発ペトロフ宛文書には、この指令が軍務副大臣作成の草案であり、まだ協議が行われていないことが記されている [РГАСПИ: Ф.495-ОП.152-Д.32-Л.86]。1925年2月6日付リュスクロフ発ペトロフ宛報告には、人民党中央委員会がこの件で叱責した上で「軍事関係機構に既に手渡された」 [РГАСПИ: Ф.495-ОП.152-Д.32-Л.178] とある。このことから、第18指令は、1924年12月31日付で発令されたのではなく、人民党中央委員会等における協議を経た上で、後日発令されたのだと思われる。
- 33) 外モンゴルの中心地フレー（オラーンバートル）におけるソヴィエト外務人民委員部代表の駐在機関。
- 34) А. К. Бойко。1923年のリンチノの対ソ軍事援助要請交渉の結果、コシチ等と共に外モンゴルに派遣された軍事教官である。
- 35) モンゴル人政治家。人民党の活動に早くから関わり、1923年にはペトログラードに留学した。1924年以降、人民（革命）党中央委員会委員長を務め、指導層の一角を形成した。
- 36) 本件に関する詳細は、[青木 2011b: 286-283] を参照されたい。
- 37) 国家小会議は、人民共和国国会閉会時に国権を司る機関である。政府首脳、各省大臣等が所属している。
- 38) 本件に関する詳細は、[青木 2011b: 289-286] を参照されたい。
- 39) リンチノは、人民党創立当初、コミンテルン極東書記局で活動していたため、こう表現されたと考えられる。

- 40) なお、二木 (1995:253) が引用した史料も、この史料と同様のものと思われる。
- 41) 本報告でリンチノは、シリングル盟をオラーンチャブ盟と共に「内モンゴル西部 2 盟」に分類した [ЭРМ:119]。
- 42) 当時のセツェン・ハン。人民政府では、連立政権形成時に内務大臣として迎え入れられた。外モンゴル東部の最有力者の 1 人であり、外モンゴル東部及び隣接する諸地域に影響力を持っていたと思われる。
- 43) 外モンゴル最東南部に寺院を有する仏教の化身 (所謂活仏)。本報告でリンチノはイェグゼル・ホトクトについて、シリングル盟のモンゴル人、王公の仏教上の師であり、強大な影響力を持つ、と表現した [ЭРМ:123]。イェグゼル・ホトクトは、1911 年にモンゴル人が独立を目指してフレーに樹立したボグド・ハーン政権でも、内モンゴルとの連絡を担当する大臣に任命され、シリングル盟王公との連絡も仲介した [橋 2011:169-200]。

史料

公文書史料

НБТ: モンゴル人民党史料センター所蔵史料

РГАСПИ: ロシア国立社会政治史文書館所蔵史料

刊行史料集

ЭРМ: Базаров Б. В., Цибииков Б. Д., Очиров С. Б. сост. 1998

Элбэк-Доржи Ринчино о Монголи. Улан-Удэ.

МДК: И. И. Кудрявцев, Б. В. Базаров и т.д. 2012.

Монголия в документах Коминтерна. 1919-1934. ч.1. Улан-Удэ.

Ринчино: Комитете по Делах Архивов при Совете Министров Республики Бурятия. 1994.

Элбэк-Доржи Ринчино. Документы, статьи, письма. Улан-Удэ. 1994.

参考文献

青木雅浩 2011a

『モンゴル近現代史研究: 1921 ~ 1924 年—外モンゴルとソヴィエト、コミンテルン—』、早稲田大学出版部。

青木雅浩 2011b

「外モンゴルにおける Т. Руискуروف の活動」、『史滴』33、pp.294-278.

Christopher P. Atwood 2002

Young Mongols and vigilantes in Inner Mongolia's interregnum decades, 1911-1931. 1. Leiden, Boston, Köln.

U. V. Barkmann 1999

Geschichte der Mongolei oder die "Mongolische Frage". Bonn.

Лосолын Бямбажаргал, Чүлтэмийн Цовоохүү 2002

Билиг, аргын тоолол. (XV, XVI, XVII жаран) (1867-2046). Улаанбаатар.

「張家口警察史」1999

『外務省警察史』第 31 卷、不二出版。

Ч. Дашдаваа 2003

Улаан түүх. Коминтерн ба Монгол. Улаанбаатар.

二木博史 1995

「リンチノとモンゴル革命」、『東京外国語大学論集』51、pp.243-259.

Эрхид Дэндэвсүрэнгийн Гомбосүрэн 2012

Монгол улсын зэвсэгт хүчний байгуулалтын түүх (XX зуун). Улаанбаатар.

ボルジギン・フスレ 2011

『中国共産党・国民党の対内モンゴル政策：1945～1949年』、風響社。

生駒雅則 1999

「モンゴル人民革命党とコミンテルン—コミンテルン駐在代表ルイスクロフの更迭をめぐって」、樺山紘一等編集、『岩波歴史世界講座 23：アジアとヨーロッパ』、岩波書店、pp.253-276.

柏原孝久、濱田純一 1919a

『蒙古地誌』上、富山房。

柏原孝久、濱田純一 1919b

『蒙古地誌』下、富山房。

С. Г. Лузянин 2003

Россия-Монголия-Китай в первой половине XX в. Москва.

那木吉主編 2001

『阿巴嘎旗志』、呼和浩特。

Энхбаярын Равдан, Жамсрандоржийн Нарангарав 2011

Монгол газар нутгийн нэрийн хувьслын толь. Улаанбаатар.

С. К. Роцин 1999

Политическая история Монголии. Москва.

ボリス・スラヴィンスキー、ドミートリー・スラヴィンスキー（加藤幸廣訳）2002

『中国革命とソ連：抗日戦までの舞台裏：1917-37年』、共同通信社。

橘誠 2011

『ボグド・ハーン政権の研究：モンゴル建国史序説 1911-1921』、風間書房。

錫林浩特市志編纂委員会編 1999

『錫林浩特市志』、呼和浩特。

Хэрээд Л. Жамсран 1997

Монголын төрийн тусгаар тогтнолын сэргэлт. Улаанбаатар.

張魁義、魏琢編 2014

『錫林郭勒盟志』、呼倫貝爾。

The MNR's military operations against Inner Mongolia and its political influence.

AOKI Masahiro

1924 онд Бүгд Найрамдах Монгол Ард Улс байгуулагдан Монголчуудын нэгдэл ба тусгаар тогтнолыг эргэн хайх үйл ажиллагаа эрс хөгжиж эхлэжээ. Үүний талаар урьдын судалгаанд нь, Дотоод Монголын Ардын Хувьсгалт Намын үйл ажиллагааг л судлаж иржээ. Бид энэхүү өгүүлэлд 1924 оны сүүлчид үүссэн Хаалганы бослогыг ашиглан БНМАУ-ын удирдагчид Ринчино нар Өвөр Монголд оролцон өөрийн нөлөөг өргөтгөхөөр ажиллаж, Монголд суугаа Коминтерний төлөөлөгч Т. Рыскуловтой санаа зөрөлдөн тэмцэнийг судлан илэрхийлэх болно.

1924 оны сүүлчид Мүгдэн-Жилигийн дайнаар Хойд Хятад орон түгшүүртэй байдалд орж улмаар Хаалганд цэргийн бослого үүсчээ. Харин Ринчино зэрэг БНМАУ-ын зарим удирдагчид үүнийг ашиглан хязгаарын цэрэгт тушаал гарган хил залгаа Өвөр Монголын нутаг (Шилийн Гол)- т оролцон бослого гаргахаар уриалан туслахыг амлажээ. Харин Рыскулов үүнийг мэдэж эрс эсэргүүцэн тушаалыг устгажээ.

Энэхүү хэрэг явдал үүгээр үл барам, Ринчино, Рыскуловын улс төрийн тэмцлийн нэг учир шалтгаан болж өөрчилжээ. Хэрэв Рыскулов нь Монголчуудын хилийн цаадах үйл ажиллагааг зөвхөн нууц ажлаар хязгаарлаж байсан бол, Ринчино нь шууд оролцох маягаар хамаарах арга хэмжээг хайж байсан бололтой.

Хаалганы бослогоос үүссэн энэхүү үйл явц нь, 1924 оны сүүлийн үед Ринчино зэрэг БНМАУ-ын зарим удирдагчдыг ДМАХН-ын хэрэг явдлаас өөр аргаар Монголчуудын нэгдэл ба тусгаар тогтнолыг эрэн хайх үйл ажиллагааг явуулах бодлоготой байсныг харуулж байгаа хэмээн бид үзэж байна.

